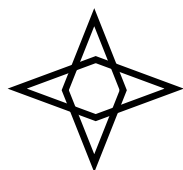


# 第四次盛岡市食育推進計画

～食育で進めるもりおかの豊かな暮らしと健康づくり～



令和5年3月

盛 岡 市

## 目 次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| <b>1 基本的事項</b>             |    |
| (1) 計画策定の趣旨 .....          | 1  |
| (2) 計画の位置付け .....          | 1  |
| (3) 計画期間及び進捗管理 .....       | 2  |
| <b>2 食育の現状と取組</b>          |    |
| (1) 食育の現状 .....            | 3  |
| (2) 盛岡市の特性 .....           | 3  |
| (3) 主な取組 .....             | 4  |
| <b>3 第三次計画の成果と課題</b> ..... | 5  |
| <b>4 第四次計画の概要</b>          |    |
| (1) 目標及び基本理念 .....         | 24 |
| (2) 推進のための視点 .....         | 24 |
| (3) 推進体制 .....             | 24 |
| <b>5 基本的方向性及び具体的な取組</b>    |    |
| (1) 健康 .....               | 26 |
| (2) 教育 .....               | 29 |
| (3) 食の循環 .....             | 31 |
| <b>6 成果指標</b> .....        | 34 |
| <b>参考資料</b>                |    |
| (1) 用語解説 .....             | 39 |
| (2) 盛岡市食育推進協議会要領 .....     | 41 |

|                                  |
|----------------------------------|
| 本文中の「＊」は、参考資料(1)用語解説において説明しています。 |
|----------------------------------|

# 1 基本的事項

## (1) 計画策定の趣旨

「食」は、生活習慣の主要部分を占めるものであり、適切な食習慣を形成することは、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸などにつながります。

市民が食育に関心を持ち、食本来の意味と重要性を理解し、生涯を通じて健全で安心な食生活を実践することや、「食」を支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要となります。

目標達成に向けた取組と、食生活をめぐる諸問題の解決を目指すために、本市では、食育基本法\*を踏まえ、平成 20 年 10 月に盛岡市食育推進計画、平成 25 年 1 月に第二次盛岡市食育推進計画（以下「第二次計画」といいます。）、平成 30 年 3 月に第三次盛岡市食育推進計画（以下「第三次計画」といいます。）を策定し、「食育で進めるもりおかの豊かな暮らしと健康づくり」を食育推進の目標として掲げ、家庭、幼稚園、保育所、学校、地域、生産者、事業者及び行政等が、それぞれの役割を担って食育に取り組んできました。

また取組においては、計画の進行管理と評価を行いながら推進するため、数値目標として食育に関する指標を定めて取り組んできました。

しかしながら、様々な取組により、一定の成果が表れているものの、成果が十分でないものや課題なども生じています。このことから、基本理念を維持しつつ目標に向けて今後も継続して取り組むとともに、改善が必要なものについては、より積極的な対応をするため、第四次盛岡市食育推進計画（以下「第四次計画」又は「計画」といいます。）を策定し、食育の推進に引き続き取り組むこととします。

## (2) 計画の位置付け

この計画は、国の食育推進基本計画、岩手県食育推進計画を基本にするとともに、盛岡市総合計画や市の関連計画との整合性を図って、食育に関する施策の基本的な考え方を総合的に推進するため、施策の方向を示すものであり、食育基本法第18条に規定されている市町村食育推進計画となります。

また、家庭、幼稚園、保育所、学校、地域、生産、事業者及び行政等が協働して取り組む指針となるものです。

この計画と他の計画等との関係イメージは次ページの図のとおりです。

### (3) 計画期間及び進捗管理

#### ア 計画期間

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

#### イ 進捗管理

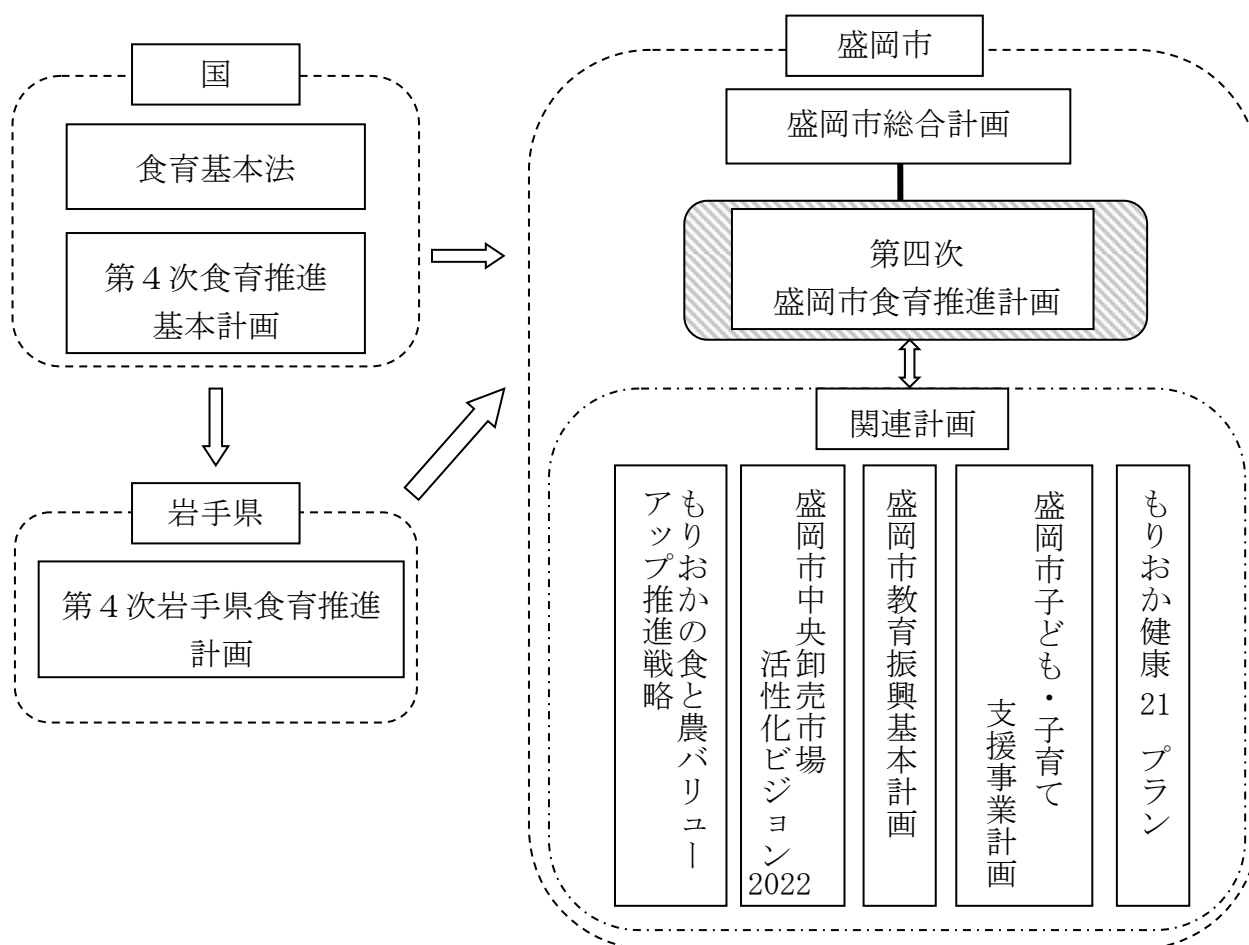
目標の実現に向けて、計画の確実な推進と実効性を高め、取組の成果を指標で把握できるように目標値を設定し、毎年度取組状況を検証して計画の進行管理を行います。

#### ウ 第三次計画最終年度実績の評価

第四次計画は第三次計画の成果を踏まえて策定するものですが、第四次計画期間は令和5年度が初年度となるため、令和4年度内に策定する必要があり、第三次計画の最終年度である令和4年度実績の成果は反映されないものとなります。

このことから、令和4年度実績の評価は、令和5年度に食育推進協議会で行います。

#### ◆第四次盛岡市食育推進計画と他計画等の関係（イメージ）



## 2 食育の現状と取組

### (1) 食育の現状

私たちが生きていくためには、食を欠くことはできません。生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、多様な暮らしに対応し、切れ目のない、生涯を通じた食育を推進することが重要です。

近年、社会経済が目まぐるしく変化し、それに合わせてライフスタイルが多様化する中で、24 時間営業の店舗も増え、食べたいものをいつでもどこでも食べることができ、家庭を中心としてきた食事から、外食や中食(なかしょく) \*、一人で食事をする孤食\*が見受けられるようになりました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響下では、テイクアウトやデリバリーなど、手軽な食事需要が高まり、若い世代を中心にコロナ禍以前より増加傾向にあります。これは、一見便利な食生活に見えますが、便利になった一方で、朝食の欠食、過食、栄養バランスの偏りなどの食習慣の乱れが生じ、さらに生活習慣病\*が増加傾向にあります。共働き世帯や単身世帯も増え続ける社会の中で、食事は「作る」だけでなく「選択する力」など、自然と健康的な食習慣を実践しやすい食環境づくりが重要な取組となってきています。

また、本市は、豊かな地元の農畜産物に恵まれるとともに個人消費も増え地産地消\*が進んでいます。しかしその反面、恵まれた食環境の中にもかかわらず郷土食の伝承の担い手が少ない現状と、新型コロナウイルス感染症の影響下で食育のイベントも難しい中であって、子どもたちへの盛岡の食文化の継承がまだまだ進んでいないのが現状です。さらに、食品ロス\*といった食品の廃棄や食べ残しの問題もあり、今後は、食物を大切に感謝の気持ちを培うことも必要となってきています。

健全な食生活を実践し、子どもたちが健全な心と身体を培い、すべての国民が生涯にわたって生き生きと暮らすことができるよう、平成 17 年に食育基本法が制定され、国、都道府県及び市町村において食育が推進されています。さらに、食の安全や食品ロス削減など社会的課題についても、食育を通じて取り組むことでSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献できると考えられています。

私たち一人ひとりが、自分や家族の問題として食生活や健康を見つめ直し、食に関する知識と選択する力を習得し、次代を担う子どもたちの心身の成長や人格形成にも大きく関わる食育に積極的に取り組むことが求められています。

### (2) 盛岡市の特性

本市は、古くから北上川の水運を利用した農水産物の取引が活発に行われ、豊かな自然の中で育てられた多種多様な食材を基に、地域の気候や風土から生まれた伝統と魅力にあふれた食文化が形成されてきました。「南部せんべい」など昔ながらの食べ物が現在も食されています。

また、伝統的な食文化である「わんこそば」に加え、土地柄に合わせた工夫や知恵によって独自の食文化として根付いた「盛岡冷麺」「盛岡じゃじゃ麺」は、『盛岡三大麺』として全国的にも有名で、盛岡の麺文化の象徴の1つとなっています。

総務省の家計調査（令和元年～令和3年平均）によれば、全国の県庁所在都市の中で、生鮮果物の一人当たりの消費量は全国7位、生鮮野菜は全国12位となっています。

特に、「ほうれん草」や「大根」、「りんご」のほか、水産物でも「さけ」や「さんま」の消費量が上位にランクされ、生鮮食材を中心とした食生活が営まれていることがわかります。

これらの食生活を支えるのが地元農産物で、多種多様な野菜や果物が生産されており、特に「りんご」の生産量は県内トップクラスとなっています。

また、玉山地域は、畜産業が盛んであり、県内有数の畜産振興地域として優良な生乳や黒毛和種、日本短角種といった肉用素牛等の生産が行われています。

特に日本短角種については、県内有数の繁殖産地という生産基盤を生かし、平成20年度から肥育に取り組み、平成23年度には「もりおか短角牛」として市のブランド認証を受けています。

また流通においては、昭和43年に東北で2番目の早さとなる中央卸売市場を開設し、地元をはじめ全国各地や海外からも生鮮食料品を集荷し、新鮮・安全・安心な食材を年間通して安定的に市民に供給しています。

### (3) 主な取組

本市においては、生産者と消費者の交流イベント、学校給食における地場製品の活用など、食材を通じて消費者と生産者の双方の顔が見える関係の構築を進めてきました。

また、各分野の取組については、新型コロナウイルス感染症の影響下で、人が集まつのイベントは難しい状況の中、「新しい生活様式」の中で出来ることを模索しながら行ってきました。

市民の健康や生活面においては、保健推進員\*や食生活改善推進員\*が、生活習慣病予防のための教室や栄養教室等を通じて、地域や学校で健康づくりのサポーターとして活躍しています。

幼稚園、保育所及び小学校・中学校では、正しい食事のあり方や望ましい食習慣などについて、さまざまな機会をとらえて指導・支援を行っています。また、給食では、地場製品の使用割合を高めるとともに郷土食や行事食\*を取り入れることにより、給食を生きた教材として活用しながら、食料の生産、流通、消費や地域の食文化についての理解を深めています。

さらに、平成29年度に、盛岡産農畜産物への愛着や食に対する興味・関心の醸成を目的として、「もりおかの食と農バリューアップ推進戦略～盛岡産農畜産物の利用拡大を目指して～」を策定（令和2年3月一部改正）し、市民が愛着を持って地域の食材を活用するための啓発活動の実施や、生産者と子どもたちが直接

交流し、食の大切さを学ぶ体験学習などに取り組んでいるところです。

このような特色を生かしながら、豊かな資源と人材、地元食材を活用した食文化を継承し、家庭、幼稚園、保育所、学校、地域、生産者、事業者及び行政の連携を緊密にし、地域にしっかりと根ざした特色ある食育を展開していくことが重要と考え、平成 30 年に第三次計画を策定して食育を推進してきました。また計画の実施に当たり重点事項を掲げ、関係者の役割に応じた取組を行い、数値目標として食育に関する指標を定め食育推進の取組を行いました。

### 3 第三次計画の成果と課題

第三次計画では、食育を積極的に推進するために数値目標として食育に関する指標を定めて、計画の進行管理と評価を行いながら取り組んできました。

第三次計画では、9 の指標を定めて、20 の項目で進行管理を行ってきました。20 項目の成果としては、「目標を達成 - ○」が 6 項目、「未達成であるが第三次計画策定時より改善 - △」が 2 項目、「未達成 - ▲」が 12 項目となっています。「達成」と「改善」を合わせても約 5 割であり、一層の取組が必要な状況です。

指標ごとの達成状況及び成果と課題については、次のとおりです。

〈達成状況の見方〉

- ・ 目標を達成 - - - - - ○
- ・ 未達成であるが第三次計画策定時より改善 - - - △
- ・ 未達成 - - - - - ▲

#### 【注】

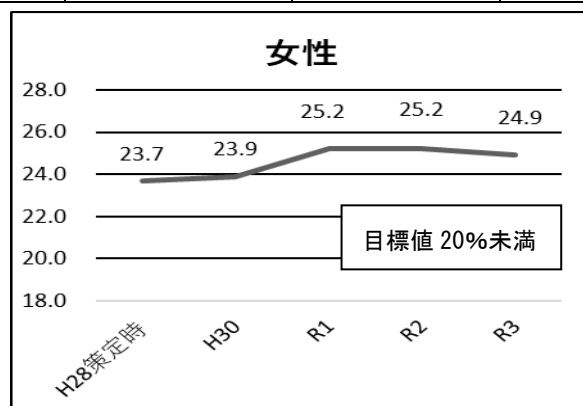
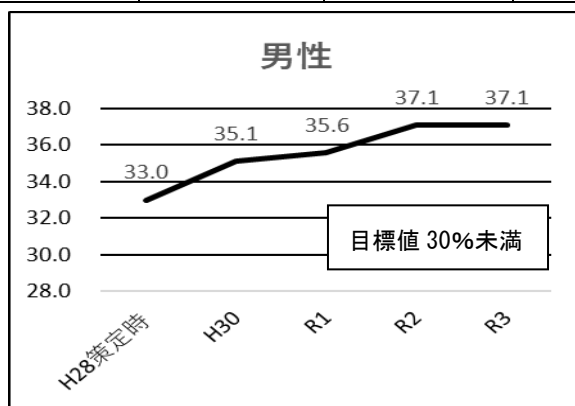
- ・ 「第三次計画策定時（平成 28 年度）」の数値は、計画策定時に使用した直近の年度の数値であり、（ ）内に当該年度を表示しています。
- ・ 「平成 28 年度実績値」について、平成 27 年度以前の数値を使用している場合は（ ）内に当該年度を表示しています。
- ・ 最終年度は令和 4 年度ですが、令和 5 年度から開始する第四次計画を令和 4 年度内に策定する必要があることから、目標値と比較する最新の実績値は、原則として令和 3 年度の数値です。

## ◆ 指標 1 成人肥満者（BMI 25\*以上）の割合

指標の考え方：中高年期の健康の状態を見る指標である。40歳以上の健診において、生活習慣病の指標となる肥満者の減少は食育支援の観点で重要となる。

目標値の考え方：男女とも特定健診（40～74歳まで）の平成28年度全国実績値を参考に目標値とする。

| 計画策定時<br>(平成28年度)<br>(目指す方向) | 平成30年度<br>実績値 | 令和元年度<br>実績値 | 令和2年度<br>実績値 | ※令和3年度<br>実績値<br>(令和4年5月現在) | 最終年次<br>目標値<br>(令和4年度) | 達成状況 |
|------------------------------|---------------|--------------|--------------|-----------------------------|------------------------|------|
| 男性 33.0%(↓)                  | 男性 35.1%      | 男性 35.6%     | 男性 37.1%     | 男性 37.1%                    | 男性 30%未満               | ▲    |
| 女性 23.7%(↓)                  | 女性 23.9%      | 女性 25.2%     | 女性 25.2%     | 女性 24.9%                    | 女性 20%未満               | ▲    |



### □ 評価

男女ともに年々増加傾向にあり、最終目標値達成には至りませんでした。

肥満者の減少は、生活習慣病の予防につながるため、今後も改善に向けた取組が必要です。

### □ これまでの取組

生活習慣病予防の観点から、適正体重\*の維持や健康的な食生活の重要性を伝えるため、年齢やニーズに合わせた健康教室や健康相談、栄養教室、運動教室などを開催し、肥満者の減少に向け取組を行ってきました。

また、特定健診の結果により、指導が必要な方を対象として、自分自身の生活習慣を振り返りながら、改善のための行動目標を設定し、実践できるよう支援する取組を行ってきました。さらに、SNSを活用した健康情報を配信し、情報提供にも力を入れてきました。

### □ 今後の課題と取組

令和元年度から拡大が見られた新型コロナウイルス感染症拡大を機に、行動制限などにより生活環境が変化していく中で、今後、市民に対し、肥満のリスクについて更に理解を促し、自発的に望ましい食行動ができるよう、引き続き各種健康教室の充実を図るとともに、デジタル化の社会に合わせてSNSでの健康情報の配信などにもより力を入れていきます。

また、食を取り巻く環境面の整備を検討していきます。



#### □ 指標の見直し

成人肥満者の減少は、生活習慣病の減少にもつながる指標であり、市民の健康状態を把握する指標としてはとても重要です。市民自らが適正体重を維持することの大切さを理解し、より健全な食生活を実践していることにもつながることから、第四次計画においても、継続して指標とします。

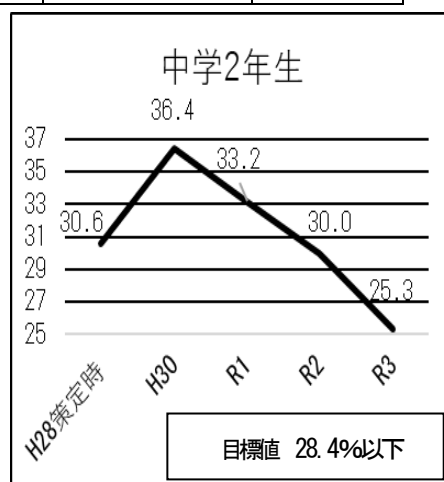
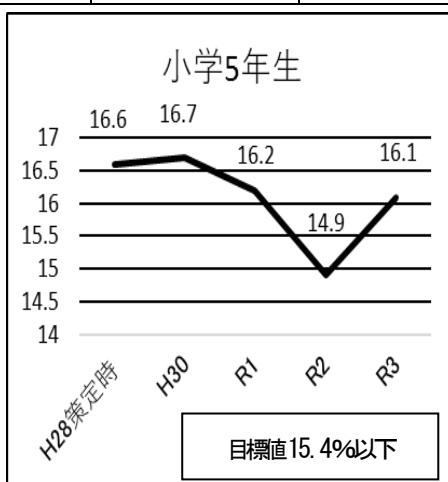
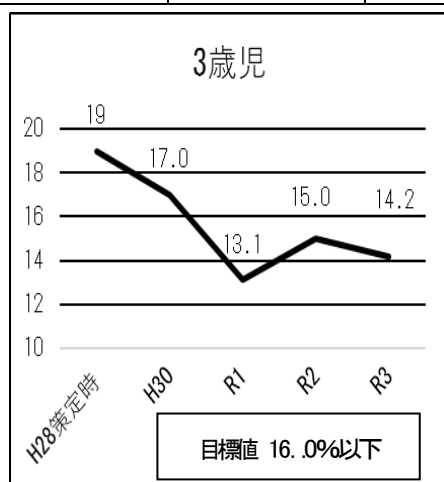
## ◆ 指標 2 う歯(むし歯)がある幼児、児童生徒の割合

指標の考え方：定期健康診断における健康状態を表す指標である。歯は、食べるために大切な役割を持つ。よく噛むためには健全な歯を保つことが大切である。生涯を通じ自分の歯で食べることができるよう子どもの頃から歯磨き習慣の定着を図る。歯周病が起こす他の病気への悪影響を防ぐことも重要である。

目標値の考え方：3歳児は3歳児健診の実績値。小中学生は、盛岡市児童生徒歯科検診結果の実績値。

過去3年の減少率から対象別に概ね1～3%の減少を目標値とする。

| 計画策定時<br>(平成28年度)<br>(目指す方向) | 平成30年度<br>実績値  | 令和元年度<br>実績値   | 令和2年度<br>実績値   | ※令和3年度<br>実績値  | 最終年次<br>目標値<br>(令和4年度) | 達成状況 |
|------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------------------------|------|
| 3歳児<br>19.0%(ㇿ)              | 3歳児<br>17.0%   | 3歳児<br>13.1%   | 3歳児<br>15.0%   | 3歳児<br>14.2%   | 3歳児<br>16.0%           | ○    |
| 小学5年生<br>16.6%(ㇿ)            | 小学5年生<br>16.7% | 小学5年生<br>16.2% | 小学5年生<br>14.9% | 小学5年生<br>16.1% | 小学5年生<br>15.4%         | △    |
| 中学2年生<br>30.6%(ㇿ)            | 中学2年生<br>36.4% | 中学2年生<br>33.2% | 中学2年生<br>30.0% | 中学2年生<br>25.3% | 中学2年生<br>28.4%         | ○    |



### □ 評価

全体的には減少傾向ですが、小学5年生は令和3年度に増加がみられました。3歳児、中学2年生については減少しており、目標が達成されました。

### □ これまでの取組

歯科健診の機会は1歳6か月、3歳児では集団健診で、1歳児、2歳児、4歳児、5歳児は個別健診で、対象児の年齢や生活に沿った歯科指導を行っています。

また、乳幼児相談においては、保護者と子ども向けに、各公民館等での成人対象の健康教育等においては、成人及びその子や孫向けに歯科衛生士による講話を行い、全身への悪影響を防ぐために、健全な歯と歯ぐきを保つことの理解を深める講話等の取組を行いました。

学校においても、歯と口の学習や歯磨き指導、歯と食との関係などの指導を通して、健康観の育成と健康習慣の確立を図ってきました。また、定期健康診断の結果を受け、う歯がある場合や、経過観察が必要な場合には、医療機関を受診するよう勧めています。

#### □ 今後の課題と取組

近年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあると思われますが、健診票の問診項目の回答結果をみると、毎日ジュースや菓子を摂取している幼児が増加してきています。保護者へ継続的に甘味摂取に対して歯科指導していくとともに、今後も意識啓発を継続していきます。

また、学校において、中学校では、う歯がある生徒の割合が減少傾向にあります。しかしながら基本的生活習慣の形成が健康と深い関わりがあることから、各家庭や医療機関と連携を図り、継続して健康習慣の確立に取り組んでいく必要があります。

#### □ 指標の見直し

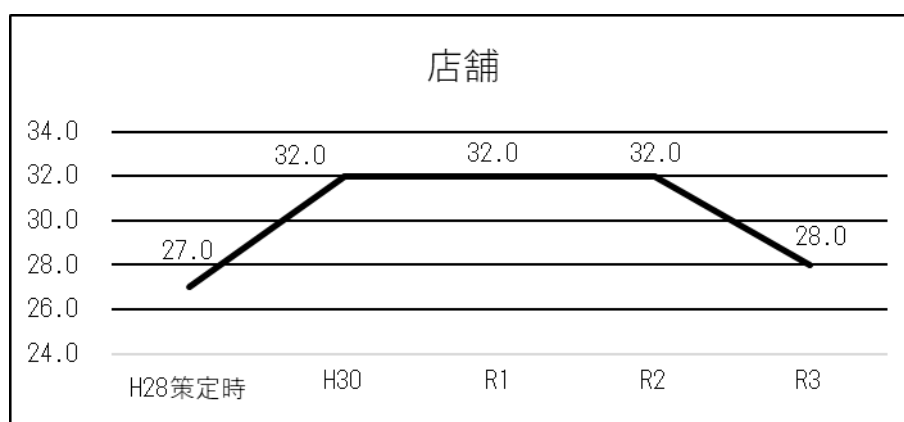
児童生徒では減少傾向であるため、ここで終了とし、幼児については、もりおか健康 21 プランとの整合性を持たせ、継続して指標とします。

### ◆指標3 外食栄養成分表示の登録店舗数

指標の考え方：食環境に関する指標である。食事を提供している飲食店を対象に、外食栄養成分表示の登録店舗を増やすことで、市民の栄養成分表示への関心を高め、自身の生活習慣病の予防に役立てることを目的とする。

目標値の考え方：過去3年の増加数から年間5～6件の登録店の増加を目標値とする。

| 計画策定時<br>(平成28年度)<br>(目指す方向) | 平成30年度<br>実績値 | 令和元年度<br>実績値 | 令和2年度<br>実績値 | ※令和3年度<br>実績値 | 最終年次<br>目標値<br>(令和4年度) | 達成状況 |
|------------------------------|---------------|--------------|--------------|---------------|------------------------|------|
| 27店舗(♂)                      | 32店舗          | 32店舗         | 32店舗         | 28店舗          | 60店舗                   | ▲    |



目標値  
60店舗

#### □ 評価

登録店舗数は、平成30年度までは増加傾向でしたが、その後新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、減少しました。

目標値の達成には至りませんでしたが、食生活の多様化に合わせ、生活習慣病予防に役立つ指標であるため、引き続き取組が必要です。

#### □ これまでの取組

市では、県の循環器等予防緊急対策事業の一環として、平成25年から取り組み、登録店舗拡大に努めてきました。食品衛生責任者実務講習会の場において、参加飲食店に事業の周知を図り、担当栄養士が各店舗に出向き事業への協力を依頼し、登録店舗を増やしてきました。しかしながら近年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、閉店や登録メニューの廃止などの店舗が増え、登録店が減少しています。

#### □ 今後の課題と取組

この事業のメリットを感じられずに、登録に消極的な店舗もあることから、今後は事業のメリットを見える化し、健康教育事業に併せてイベントを実施しながら周知を図り、店舗にとってもメリットのある仕組みづくりを検討していきます。

#### □ 指標の見直し

食生活の多様化やニーズに合わせ、市民がより健康的な食生活を営み、生活習慣病予防に役立つ指標として重要です。今後もよりよい食環境の整備を図るため、第四次計画においても、継続して指標とします。

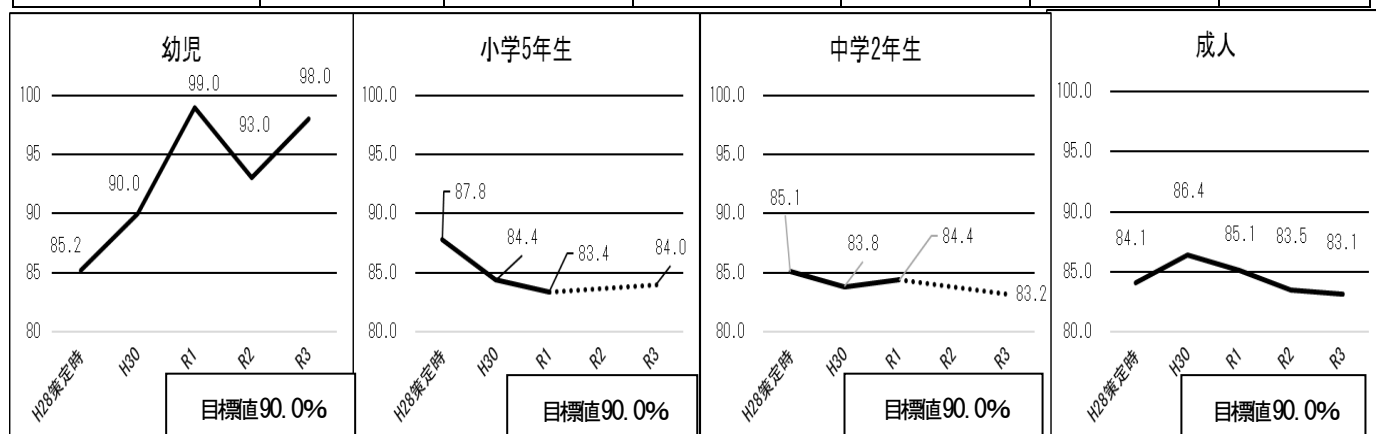
#### ◆ 指標 4 毎日朝食を食べる人の割合

指標の考え方：市民全体の食習慣を見る指標である。食育において食習慣の確立は重要で、その指標として朝食の摂取は基本となるものである。

目標値の考え方：もりおか健康 21 プランで設定した成人の目標値とし、幼児、児童生徒もこれに準ずる。

（盛岡市まちづくりアンケート。全国体力・運動能力・運動習慣等調査。盛岡市公立保育園食に関するアンケート）

| 計画策定時<br>(平成 28 年度)<br>(目指す方向)  | 平成 30 年度<br>実績値 | 令和元年度<br>実績値 | 令和 2 年度<br>実績値  | ※令和 3 年度<br>実績値 | 最終年次<br>目標値<br>(令和 4 年度) | 達成状況 |
|---------------------------------|-----------------|--------------|-----------------|-----------------|--------------------------|------|
| (幼児) 85.2% (↑)<br>(平成 25 年度)    | 90.0%           | 99.0%        | 93.0%           | 98.0%           | 90.0%                    | ○    |
| (児童・生徒)<br>小学 5 年生<br>87.8% (↑) | 84.4%           | 83.4%        | コロナのため調査で<br>きず | 84.0%           | 90.0%                    | ▲    |
| 中学 2 年生<br>85.1% (↑)            | 83.8%           | 84.4%        | コロナのため調査で<br>きず | 83.2%           | 90.0%                    | ▲    |
| (成人)<br>84.1% (↑)               | 86.4%           | 85.1%        | 83.5%           | 83.1%           | 90.0%                    | ▲    |



#### □ 評価

毎日朝食を食べる人の割合は、幼児のみ目標値に達成しましたが、その他の小学 5 年生、中学 2 年生、成人は、ほぼ横ばいに経過し目標は達成しませんでした。

朝食は、健康的で規則正しい食生活の基本であるため、各年代において引き続き取組が必要です。

#### □ これまでの取組

市民が、毎日朝食を食べることの重要性や食を通じて望ましい生活習慣を身につけるために、各種健康教室や栄養教室を実施しました。健康情報の配信に、SNS を活用するなど、情報提供にも力を入れてきました。また、食生活改善推進員とも連携し、広く普及に努めてきました。子育て世代に対しては子育て支援センター及び食生活改善推進員と連携し、子育て世代と乳幼児を対象とした食に関する健康教育を実施しています。

また、各公立保育所においても毎年朝食に関するアンケートを実施し、園児の朝食の喫食状況を把握しながら、その年度に合わせた内容の食育だよりや朝食に関するリーフレット配布等の情報提供を実施しています。

各学校においては、保健だよりや保健の学習を通じて、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるための指導や簡単レシピの情報提供などを行い、併せて家庭への意識啓発にも努めてきました。

#### □ 今後の課題と取組

朝食は、家庭の生活習慣の影響が大きく、朝食を食べる人を増やすためには、家庭での規則正しい食生活リズムを整えることが重要です。各世代に対して規則正しい生活習慣の定着を図るため、家庭、行政、教育、保育施設などが連携し、健康課題を共有しながら取り組んでいく必要があります。

#### □ 指標の見直し

毎日朝食を食べることは、規則正しい食習慣や生活習慣を身に付けるために大切です。全ての年代に朝食の重要性を伝え、市民の健康につながる望ましい食習慣の定着を図るため第四次計画でも、継続して指標とします。

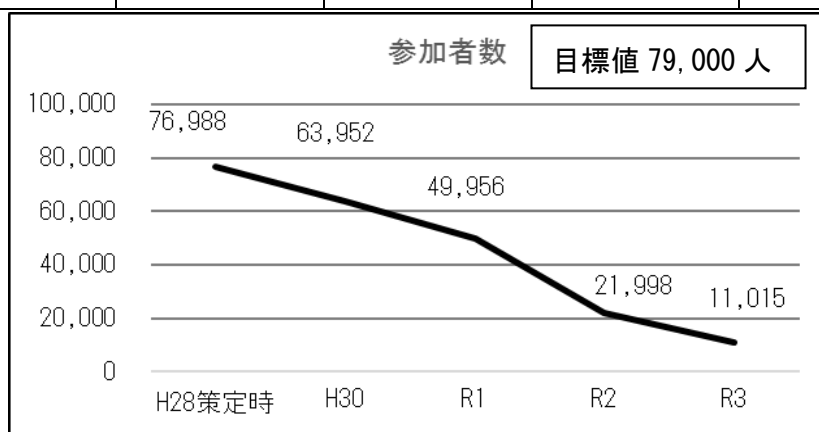
## ◆ 指標 5 地域の栄養教室や食育に関する教室、イベントの参加人数

指標の考え方：市内全域で行っている健康につながる教室や食に関する教室、イベントが増えることで、食育に対する市民の理解が進み、家庭などの食育実践の機会が増える指標となる。他機関との連携を図りより多くの市民へ周知や啓発につながる教室を開催していく。

目標値の考え方：平成 28 年度の実績値の概ね 3 % の増加を目標値とする。

(食育推進関連事業実績報告より)

| 計画策定時<br>(平成 28 年度)<br>(目指す方向) | 平成 30 年度<br>実績値 | 令和元年度<br>実績値 | 令和 2 年度<br>実績値 | ※令和 3 年度<br>実績値 | 最終年次<br>目標値<br>(令和 4 年度) | 達成状況 |
|--------------------------------|-----------------|--------------|----------------|-----------------|--------------------------|------|
| 76,988 人(人)                    | 63,952 人        | 49,956 人     | 21,998 人       | 11,015 人        | 79,000 人                 | ▲    |



### □ 評価

食育に関するイベントの参加人数については、年々減少傾向にありましたが、令和元年度からは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、集客数が更に減少しました。

より多くの市民に食育への理解を進めるために、大切な取組ですが、今後は、イベント以外でのデジタル配信なども活用していくなどの工夫が必要です。

### □ これまでの取組

市民向けの食育事業や健康教育事業を市内全域で実施し、栄養や健康についての講話や調理実習などを取り入れながら、市民の健康づくりの場を広げて支援を行ってきました。

また、農業まつりや中央卸売市場での各種イベントなどを開催することで、より多くの市民に対して、食育に対する理解や周知の場の拡大や食の匠による郷土料理の伝承、地場産品の活用を推進するため、産直をめぐるスタンプラリーや市民農園案内などにも取り組んできました。

しかし近年は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、イベント等の中止を余儀なくされ、集合型での食育の普及啓発が難しい状況が続き、イベントへの参加人数が減少の一途をたどりました。



#### □ 今後の課題と取組

近年の新型コロナウイルス感染対策を講じながらの食育イベントを検討するとともに、With コロナの対応として、WEB開催やSNSでの配信、更には三密（密集、密接、密閉）を避けた形での食育イベントの開催などを検討していく必要があります。

また、コロナ禍においても、感染防止に配慮しながら健康で美味しい食に関する啓発活動を行うとともに、市内の生産者や飲食店等を支援し、幅広い世代に盛岡産農畜産物の魅力を広めることで、地産地消の推進を図っていきます。

#### □ 指標の見直し

各種教室やイベントの開催について、新しい生活様式に合わせ、感染症対策を講じながら工夫した開催が必要です。従って、今後は集合型の各種食育教室やイベントの参加人数を合わせた指標は、教室内容によって見直しが必要と考えます。

第四次計画では、市民に対し、食の安全安心への理解や、市場での生鮮食品や地場産品への理解を進めるイベントと、地域住民が身近に参加できる各公民館などでの講座における参加人数の指標に絞り、取り組むこととします。

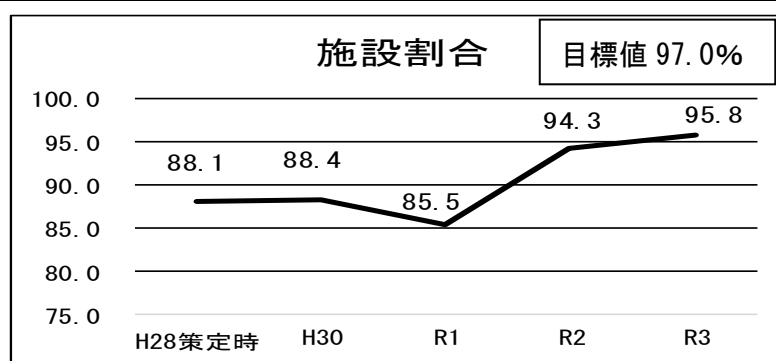
## ◆ 指標 6 市内保育所・幼稚園における食育の指導を行った施設の割合

指標の考え方：乳幼児世代への食育の取組に関する指標である。各園で行っている地場産品の活用や季節の食材、行事食を通し早期から食への関心を持つ機会を増やすことは食習慣の適正化につながる。

目標値の考え方：平成 28 年度の実績値の概ね 10%の増加を目標値とする。

※栄養管理状況報告書（特定給食施設・その他の給食施設）より集計

| 計画策定時<br>(平成 28 年度)<br>(目指す方向) | 平成 30 年度<br>実績値     | 令和元年度<br>実績値        | 令和 2 年度<br>実績値      | 令和 3 年度<br>実績値      | 最終年次<br>目標値<br>(令和 4 年度) | 達成状況 |
|--------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------|------|
| 88.1% (↑)<br>[59/67 施設]        | 88.4%<br>[61/69 施設] | 85.5%<br>[59/69 施設] | 94.3%<br>[66/70 施設] | 95.8%<br>[68/71 施設] | 97.0%<br>[68/70 施設]      | △    |



### □ 評価

市内保育所・幼稚園における食育の指導を行った施設の割合は、年々増加傾向にあります。目標値には至りませんでしたが、給食施設指導時にも、より多くの施設で取り組めるよう、働きかけを強化する必要があります。

### □ これまでの取組

各保育所・幼稚園の規模や園児の年齢に合わせた食育の取組を推進してきました。

内容としては、地産地消、クッキング保育、畑の作物作り等様々な形で食育に取り組んできましたが、コロナ禍において安全な衛生管理のもとで食育指導を実施することが非常に難しく、中止するところもあり、目標値には達しませんでした。

### □ 今後の課題と取組

各施設で、衛生管理体制を十分に整えて、それぞれの状況に合わせた食育活動を今後も検討していきます。

また、特定給食施設やその他の給食施設指導の場においても、食育の推進への働きかけを行います。

### □ 指標の見直し

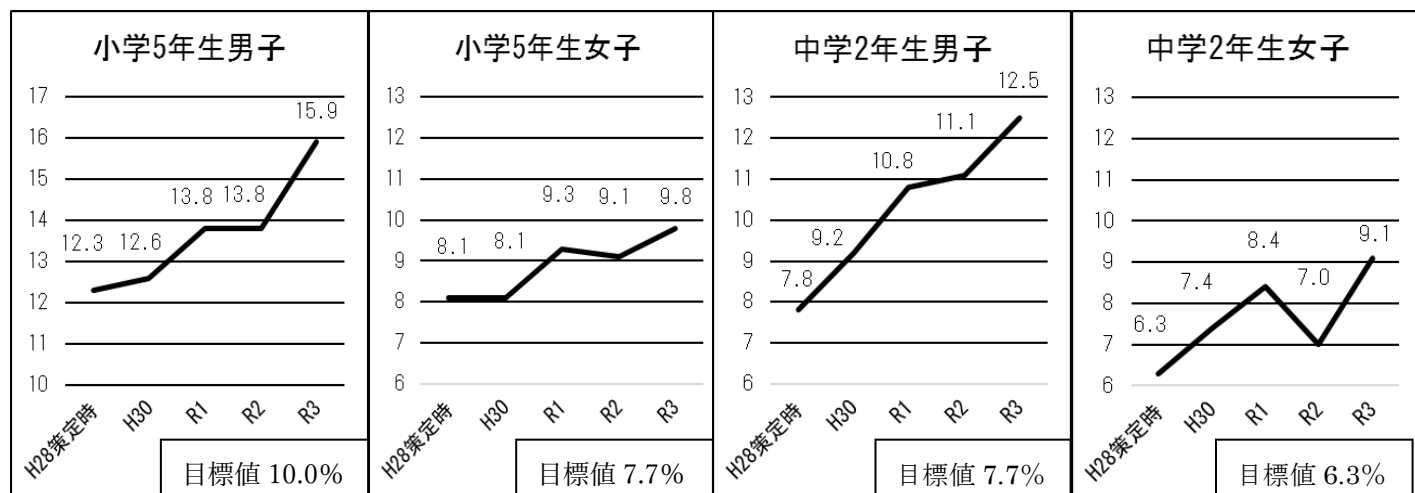
乳幼児世代から早期に食育体験をすることで、無理なく適正な食習慣の定着に繋がれることや、対象児もその年度で変わることもあり、継続して指標とします。

## ◆ 指標 7 市内小中学校における児童生徒の肥満の割合

指標の考え方：定期健康診断における栄養状態を表す指標である。小児生活習慣病や成人の肥満者の減少のためには、肥満傾向の子どもの減少が必要であり、食習慣の改善の観点から学校での食育が重要となる。

目標値の考え方：小学5年生・中学2年生の平成28年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査の全国実績値を参考に目標値とする。（中学2年生女子は全国平均6.6%より肥満者が少ないため、平成28年度実績値）

| 計画策定時<br>(平成28年度)<br>(目指す方向) |    |          | 平成30年度<br>実績値 | 令和元年度<br>実績値 | 令和2年度<br>実績値 | ※令和3年度<br>実績値 | 最終年次<br>目標値<br>(令和4年度) | 達成状況 |
|------------------------------|----|----------|---------------|--------------|--------------|---------------|------------------------|------|
| 小学<br>5年<br>生                | 男子 | 12.3%(↓) | 12.6%         | 13.8%        | 13.8%        | 15.9%         | 10.0%                  | ▲    |
|                              | 女子 | 8.1%(↓)  | 8.1%          | 9.3%         | 9.1%         | 9.8%          | 7.7%                   | ▲    |
| 中学<br>2年<br>生                | 男子 | 7.8%(↓)  | 9.2%          | 10.8%        | 11.1%        | 12.5%         | 7.7%                   | ▲    |
|                              | 女子 | 6.3%(→)  | 7.4%          | 8.4%         | 7.0%         | 9.1%          | 6.3%                   | ▲    |



### □ 評価

小学5年生および中学2年生のどちらも肥満の割合が増加しています。

指標1の成人肥満と同様に、この指標はさらに強化して取り組んでいく必要があります。学校と家庭の連携をより深めて取組の充実を図ります。

### □ これまでの取組

各学校では、養護教諭や栄養教諭\*などが望ましいおやつの摂り方の指導や、学校給食において、よく噛む食材を取り入れた「かみかみ給食」等を実施し、よく噛むことの効果等の指導を行うほか、望ましい食習慣の形成、規則正しい生活習慣の形成、運動習慣の形成を関連付けた一体的な取組を行ってきました。また、定期健康診断の結果を受け、肥満傾向にある児童生徒には、小児生活習慣病検診の受診を勧めています。さらに、お便り等による家庭への意識啓発、肥満指導を実施しました。

また、学校における健康問題を研究・協議する組織である学校保健委員会に、保健師が参加するなど、健康課題の解決に向けて取り組んでいます。

このほか、地区公民館等において食生活改善推進員や保健推進員の協力を得ながら健康教室等を開催し、子どもを含めた家族の健康づくりに役立つよう、食についての講話や調理実習を実施し、各家庭の食事やおやつ内容を振り返る機会の創出に努めています。このように学校保健と地域保健の両方向から、子どもの肥満改善を含めた健康づくりの働きかけを行っています。

#### □ 今後の課題と取組

各学校では、養護教諭や栄養教諭等を中核とした食習慣の指導や支援を行うとともに、健康に関する正しい知識を身に付け、自ら考え実践することができるよう、家庭と連携し、継続して取り組んでいく必要があります。生活習慣の改善には、ある程度の時間を要すると考えられるため、これまでの取組の充実を図るとともに、継続的かつ長期的に取り組む必要があります。

#### □ 指標の見直し

第四次計画においても、児童生徒の肥満の指標をもりおか健康21プランの指標に合わせて、小学5年生男女及び中学2年生男女は継続して指標とします。

## ◆ 指標 8 市内保育所・小中学校の給食における県産食材活用割合

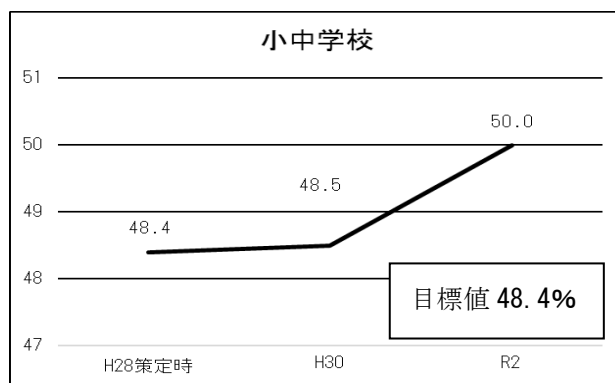
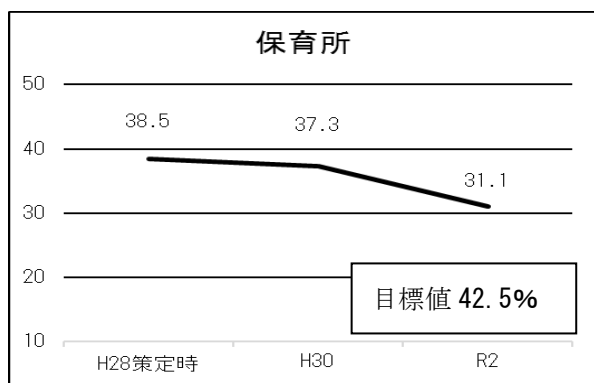
指標の考え方：給食を通して、幼児及び児童生徒がより身近に実感をもって地域の自然、食文化、産業等についての理解を深める機会の多少を計る指標である。

目標値の考え方：県の県産農林水産物の利用実態調査。

第二次計画期間中の隔年の調査で高い割合を目標値とする。※飲用牛乳は除く。

(参考：平成 26 年度岩手県の活用割合 保育所 25.1%、小中学校 47.5%)

| 計画策定時<br>(平成 28 年度)<br>(目指す方向) | 平成 30 年度<br>実績値 | 令和元年度<br>実績値 | 令和 2 年度<br>実績値 | ※令和 3 年度<br>実績値 | 最終年次<br>目標値<br>(令和 4 年度) | 達成状況 |
|--------------------------------|-----------------|--------------|----------------|-----------------|--------------------------|------|
| 保育所<br>38.5%(↑)                | 37.3%           | —<br>(隔年調査)  | 31.1%          | —<br>(隔年調査)     | 42.5%                    | ▲    |
| 小中学校<br>48.4%(→)               | 48.5%           | —<br>(隔年調査)  | 50.0%          | —<br>(隔年調査)     | 48.4%                    | ○    |



### □ 評価

県産食材活用割合は小中学校では達成していますが、市内保育所については目標達成には至りませんでした。これについては、使用している食材料の量が、施設の規模によって左右されている背景もあります。

### □ これまでの取組

保育所では、岩手県内産食材を優先して使用するよう努めてきました。

また、各学校においても、積極的に県産品（加工品も含む）を使用するよう指導しているほか、旬の食材、郷土料理も学校給食に取り入れたり、食材事業者が実施する「岩手とり肉の日」学校給食事業や「いわて牛・いわて短角牛学校給食の日」利用助成事業等を活用しています。お便り、掲示等で使用した地元食材、旬の食材の紹介など、情報提供も行ってきました。

### □ 今後の課題と取組

保育所では、全体的な食材料の価格高騰に伴い、岩手県内産の食材価格も高騰しているものもあるため、岩手県内産を優先して使用できない実情があります。また、県は隔年で「県産農林水産物の利用実態調査」を行っていますが、調査対象とする食材の利用料をキログラ

ム単位としており、少量の使用となる県産食材は、利用実態調査に反映されていませんが、今後も岩手県内産の食材の活用を継続していきます。

また学校では、県産食材の納入時期や品目が限られたり、規格や必要数量が確保できないなどのほか、価格高騰により県産食材を優先した使用が難しいという課題もあります。

今後も可能な限り、県産食材を使用していくよう努めます。

#### □ 指標の見直し

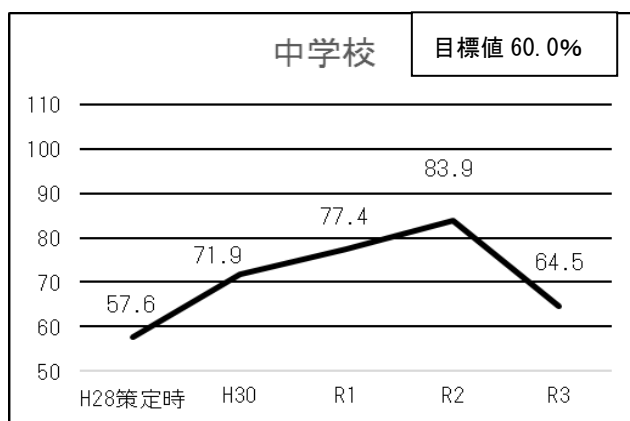
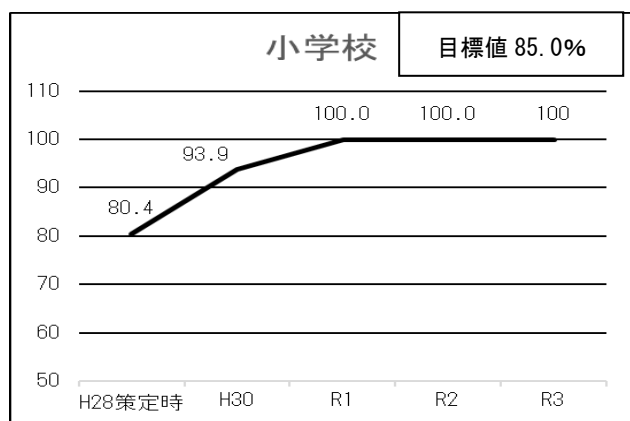
この調査については、調査単位がキログラムであり、少人数の保育所における県産食材の利用量が反映しづらい調査であったことから、ここで終了とし、今後は、児童に対する食育指導を強化していきます。

## ◆ 指標 9 農作業体験を実施する小中学校等の割合

指標の考え方：児童・生徒を対象とした農作業体験を実施している小学校・中学校の校数の割合を表す指標である。農作業等を通じて、自然の恩恵や食に係る人々の様々な活動への理解を深める機会は大である。

目標値の考え方：農作業体験学習及び学校農園等の実施状況調査（学校数）第二次計画期間の実施校数が横ばいであることから、小学校は概ね 5%、中学校は概ね 2% 増加を目標値とする。

| 計画策定時<br>(平成 28 年度)<br>(目指す方向) | 平成 30 年度<br>実績値    | 令和元年度<br>実績値       | 令和 2 年度<br>実績値     | 令和 3 年度<br>実績値     | 最終年次<br>目標値<br>(令和 4 年度) | 達成状況 |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------------|------|
| 小学校等<br>80.4% (ア)<br>[41/51 校] | 93.9%<br>[46/49 校] | 100%<br>[49/49 校]  | 100%<br>[49/49 校]  | 100%<br>[48/48 校]  | 85.0%                    | ○    |
| 中学校等<br>57.6% (イ)<br>[19/33 校] | 71.9%<br>[23/32 校] | 77.4%<br>[24/31 校] | 83.9%<br>[26/31 校] | 64.5%<br>[20/31 校] | 60.0%                    | ○    |



### □ 評価

農作業体験を実施する小中学校の割合は、年々増加しました。新型コロナウイルス感染拡大の影響があり、令和 3 年度に中学校が少し減少しましたが、目標は達成されています。

### □ これまでの取組

各学校において、農作業体験や学校農園、プランター等での栽培学習を実施してきました。食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を通し、食や農林水産業への理解を深める取組を推進してきました。小中学校のいずれも目標値は達成していますが、新型コロナウイルス感染症による影響により、農作業体験の中止や資材の高騰による経費負担の増加、指導人材の確保が困難な状況がありました。

### □ 今後の課題と取組

児童生徒が農作業体験を通して、食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、生産・流通・消費など食に関わる人々の様々な活動に支えられていることに気づき、環境保全や食品ロス\*の視点も含め、感謝の気持ちや食べ物を大事にする心を育成するため継続した支援を行います。

また今後は、資材調達における予算面や人材・実施場所確保の観点から体験学習実施が難

しい学校もあることから、農作業体験学習が実施できる場所の情報提供や資材調達に要する経費の助成など、より多くの学校が実施できる環境を整えていくことが必要と考えます。

#### □ 指標の見直し

この指標については、第三次計画で目標を達成したため、ここで終了としますが、各学校において引き続き取組を推進していきます。



【第三次計画指標一覧】

|         | 項目                                      | 策定時(平成 28 年度)       |                    | 平成30年度<br>実績値       | 令和元年度<br>実績値        | 令和2年度<br>実績値        | 令和3年度<br>実績値        | 最終<br>年次<br>目標値 | 達成<br>状況 |
|---------|-----------------------------------------|---------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------|----------|
| 指標<br>1 | 成人肥満者(BMI25<br>以上)の割合                   | 男性                  | 33.0%              | 35.1%               | 35.6%               | 37.1%               | 37.1%               | 30%<br>未満       | ▲        |
|         |                                         | 女性                  | 23.7%              | 23.9%               | 25.2%               | 25.2%               | 24.9%               | 20%<br>未満       | ▲        |
| 指標<br>2 | う歯(むし歯)がある<br>幼児、児童生徒の<br>割合            | 3 歳児                | 19.0%              | 17.0%               | 13.1%               | 15.0%               | 14.2%               | 16.0%           | ○        |
|         |                                         | 小学 5 年生             | 16.6%              | 16.7%               | 16.2%               | 14.9%               | 16.1%               | 15.4%           | △        |
|         |                                         | 中学 2 年生             | 30.6%              | 36.4%               | 33.2%               | 30.0%               | 25.3%               | 28.4%           | ○        |
| 指標<br>3 | 外食栄養成分表示<br>の登録店舗数                      | 27 店舗               |                    | 32 店舗               | 32 店舗               | 32 店舗               | 28 店舗               | 60 店舗           | ▲        |
| 指標<br>4 | 毎日朝食を食べる<br>人の割合                        | 幼児<br>(H25 年度)      | 85.2%              | 90.0%               | 99.0%               | 93.0%               | 98.0%               | 90.0%           | ○        |
|         |                                         | 小学 5 年生             | 87.8%              | 84.4%               | 83.4%               | —                   | 84.0%               | 90.0%           | ▲        |
|         |                                         | 中学 2 年生             | 85.1%              | 83.8%               | 84.4%               | —                   | 83.2%               | 90.0%           | ▲        |
|         |                                         | 成人                  | 84.1%              | 86.4%               | 85.1%               | 83.5%               | 83.1%               | 90.0%           | ▲        |
| 指標<br>5 | 地域の栄養教室や<br>食育に関する教室、<br>イベントの参加人数      | 76,988 人            |                    | 63,952 人            | 49,956 人            | 21,998 人            | 11,015 人            | 79,000<br>人     | ▲        |
| 指標<br>6 | 市内保育所・幼稚園<br>における食育の<br>指導を行った施設の<br>割合 | 88.1%<br>[59/67 施設] |                    | 88.4%<br>[61/69 施設] | 85.5%<br>[59/69 施設] | 94.3%<br>[66/70 施設] | 95.8%<br>[68/71 施設] | 97.0%           | △        |
| 指標<br>7 | 市内小中学校にお<br>ける児童生徒の肥<br>満の割合            | 小学 5 年生<br>男子       | 12.3%              | 12.6%               | 13.8%               | 13.8%               | 15.9%               | 10.0%           | ▲        |
|         |                                         | 小学 5 年生<br>女子       | 8.1%               | 8.1%                | 9.3%                | 9.1%                | 9.8%                | 7.7%            | ▲        |
|         |                                         | 中学 2 年生<br>男子       | 7.8%               | 9.2%                | 10.8%               | 11.1%               | 12.5%               | 7.7%            | ▲        |
|         |                                         | 中学 2 年生<br>女子       | 6.3%               | 7.4%                | 8.4%                | 7.0%                | 9.1%                | 6.3%            | ▲        |
| 指標<br>8 | 市立保育所・小中<br>学校の給食にお<br>ける県産食材活用割<br>合   | 保育所                 | 38.5%              | 37.3%               | —<br>(隔年調査)         | 31.1%               | —<br>(隔年調査)         | 42.5%           | ▲        |
|         |                                         | 小中学校                | 48.4%              | 48.5%               | —<br>(隔年調査)         | 50.0%               | —<br>(隔年調査)         | 48.4%           | ○        |
| 指標<br>9 | 農作業体験を実施<br>する小中学校等の<br>割合              | 小学校等                | 80.4%<br>[41/51 校] | 93.9%<br>[46/49 校]  | 100%<br>[49/49 校]   | 100%<br>[49/49 校]   | 100%<br>[48/48 校]   | 85.0%           | ○        |
|         |                                         | 中学校等                | 57.6%<br>[19/33 校] | 71.9%<br>[23/32 校]  | 77.4%<br>[24/31 校]  | 83.9%<br>[26/31 校]  | 64.5%<br>[20/31 校]  | 60.0%           | ○        |

※〈第三次計画策定時からの達成状況〉

○：目標達成 6 項目、△：未達成だが改善 2 項目、▲：未達成 12 項目

## 4 第四次計画の概要

### (1) 目標及び基本理念

#### 『食育で進めるもりおかの豊かな暮らしと健康づくり』

市民一人ひとりが、生涯にわたり、心もからだも生き生きと健やかに暮らしていくために、引き続き食育を推進していく必要があります。

歴史と文化、自然に恵まれた本市は、米、野菜、果実、生乳などの多種多様な農畜産物と全国有数の消費量を誇る大豆加工製品や麺文化は盛岡の食生活の特徴となっています。

食に関する知識と理解を深めることで、生産や流通に関わる人々や、食に関わる全ての人への感謝の気持ちを持ち、望ましい食習慣を育て、安全・安心な食べ物を選択する力を養います。

### (2) 推進のための視点

第三次計画に引き続き「健康」「教育」「食の循環」の三つの視点により推進します。第三次計画の成果と課題を踏まえ、継続する指標と新たな指標を設定し、基本的方向性に基づき、関係者の果たすべき役割に沿って、連携・協働しながら取り組みます。

### (3) 推進体制

計画を積極的に推進するため、行政、学校、地域、生産者、食育関係者等で構成する盛岡市食育推進協議会との情報共有を図り、事業の連携を進めます。

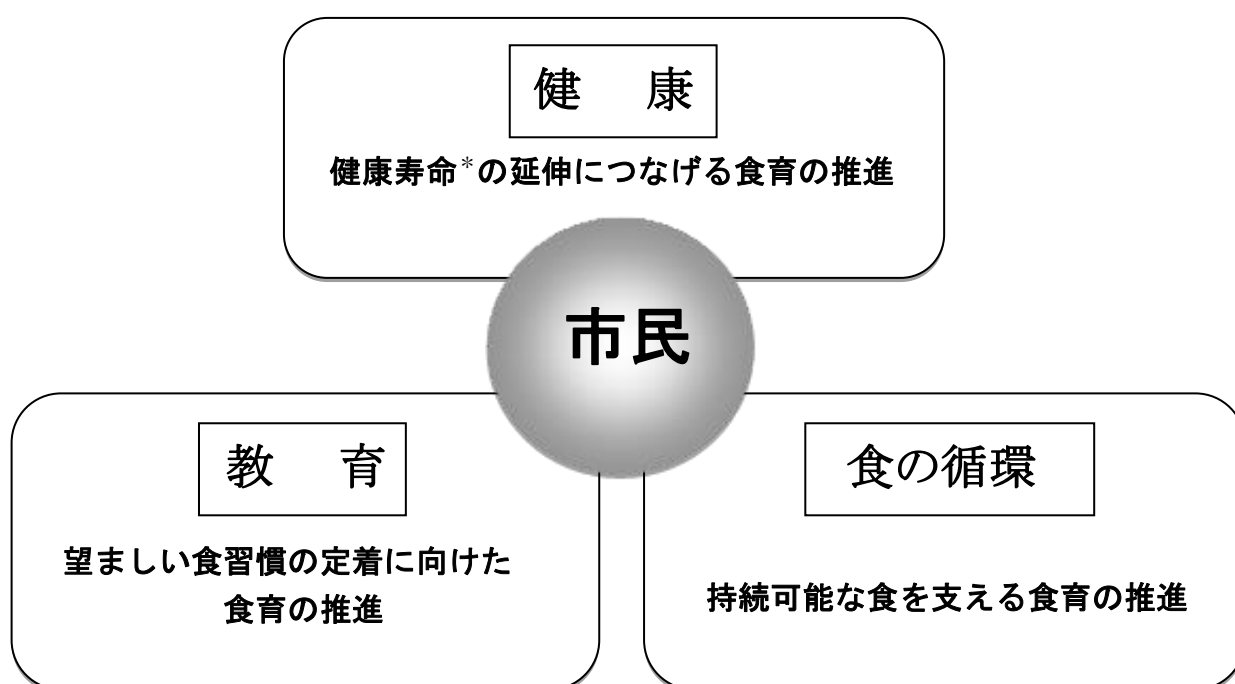
また、食育に関する総合的な施策を協議するため、庁内食育推進ネットワーク会議を随時開催します。

## 第四次盛岡市食育推進計画の概要

～食育で進めるもりおかの豊かな暮らしと健康づくり～

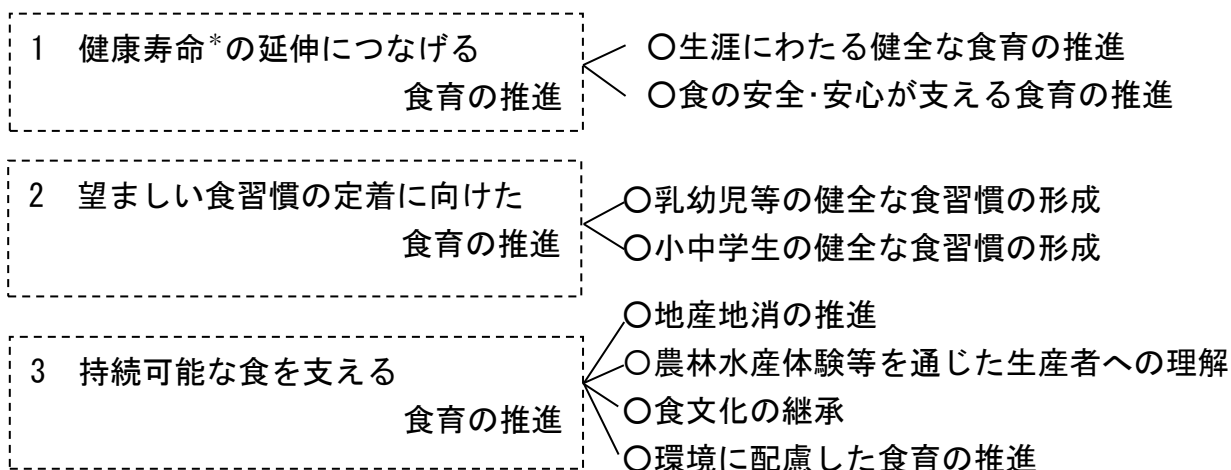
計画期間 令和5年度～令和9年度（5年間）

■推進のための3つの視点 … 健康・教育・食の循環



❖ 推進体制 … 盛岡市食育推進協議会・庁内食育推進ネットワーク会議

### ■基本的方向性



## 5 基本的方向性及び具体的な取組

目標を実現するためには、本市の資源と特性を活用しながら、地域や関係機関、民間団体との連携により多様な暮らしに対応した、切れ目のない、生涯を通じた食育の推進に取り組む必要があります。

食育の推進に当たっては、「健康」の視点からは「健康寿命\*の延伸につなげる食育の推進」、「教育」の視点からは「望ましい食習慣の定着に向けた食育の推進」、「食の循環」の視点からは「持続可能な食を支える食育の推進」をそれぞれ基本的方向性とし、次のとおり具体的な取組を行うこととします。

### (1) 「健康」 健康寿命\*の延伸につなげる食育の推進

#### ア 生涯にわたる健全な食育の推進

市民一人ひとりが生涯にわたる健全な食習慣を形成できるよう、生活習慣病予防の観点から、適正体重の維持や健康的な食生活の重要性を伝えるため、さまざまな生活習慣病の予防につなげる教室の開催や、市内飲食店の外食栄養成分表示の拡充や民間企業と連携した減塩キャンペーンなど自然と健康になれる食環境作りに取り組みます。

また、各公民館等では、子どもから大人までを対象に地域の要望に合わせ、様々な視点から食育の教室や講座を行うほか、保育所・幼稚園では子どもたちの食環境の把握に努めながら、状況に合わせた「食育だより」の発行をすることで、子どもの健康な心と身体を育む食生活の礎を構築する取組を行っていきます。

地域では、食生活改善推進員による健康普及活動を推進し、併せて新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限などの生活環境の変化や新たな生活様式にも対応できるようSNS等を活用した情報提供も実施していきます。

#### イ 食の安全・安心が支える食育の推進

多くの市民や市内飲食店に対して、リーフレット等を用いての周知や食の安全に関する正しい情報の普及・啓発を行うとともに、市内飲食店が外食栄養成分表示を行うことで、栄養成分への関心を高め、市民の健康増進につながるよう、外食栄養成分が表示された登録店舗数の拡充に取り組みます。

## 【具体的な取組】

### (1) 家庭の取組

- ・家族そろって食事を摂りながら、食と健康について一緒に考える機会をつくる。
- ・外食の時に、栄養成分表示を参考とする。
- ・毎日プラス一皿の野菜を食べる。
- ・早寝早起き朝ごはんなどの基本的な生活習慣を身に付ける。

### (2) 地域の取組

- ・食生活改善推進員による健康普及活動を推進する。
- ・子育て支援事業において作成した食育だよりを配布する。
- ・各公民館で食育に関する教室や講座を実施する。

### (3) 行政の取組

- ・食生活改善推進員の養成及び育成をする。
- ・各種健康教室及び栄養教室を開催する。
- ・ホームページへ栄養だより、食育の日、食育月間で情報提供をする。
- ・地域や職域との連携を図り、朝食の大切さを伝える。
- ・家庭との連絡ノートを活用し、食事の喫食状況の把握や保育所での様子の情報共有を図る。
- ・食に関するアンケートにて状況把握を行う。
- ・共食\*や朝食に関する食育だよりの配布を行う。
- ・食品衛生の講習会の参加者に対する食品衛生に関する知識の普及とリーフレットの配布を行う。
- ・外食栄養成分が表示された登録店舗数の拡大に向け普及を推進する。

## (健康増進課)

### 【カラダ改革♪ピラティスとバランス食でリフレッシュ】

生活習慣病予防や健康づくり等を目的とした、運動および栄養についての講話と実技を行います。運動と食事の両面から、健康的な体づくりをサポートします。



### 【MORIOKA☆ユース食堂】

概ね20代～40代の、仕事や家事子育てなどで多忙な若い世代を対象に、元気な若いうちから健康づくりや食育について学ぶ教室です。

健康づくりにつながる食育の講話の後、「ヨガ」で体をリフレッシュしたり、食の匠から「盛岡の郷土料理」を学ぶ教室です。



【盛岡の郷土料理 ひつみつみ】

## (健康福祉課)

### 【幼児健康教育事業】

健全な母性・父性を育成し、食の大切さを伝えるため、就学前の乳幼児と保護者を対象に、食事やおやつについての講話を行います。



### 【高齢者食生活改善栄養教室】

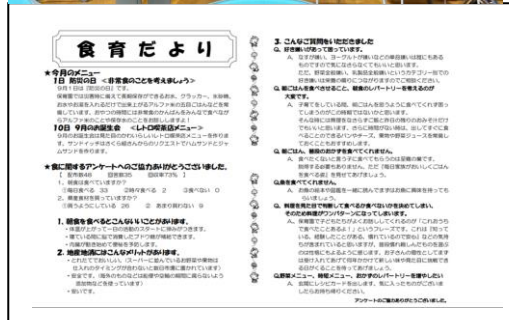
参加した高齢者が生き生きと元気に過ごせるよう、また家族を生活習慣病から守るよう、地域の公民館等で栄養教室を開催します。



## (子育てあんしん課)

### 【家庭における食事調査】

食に関するアンケートが朝食中心のテーマであるため、そこに朝夕の食事の際の共食の状況を回答してもらい状況を把握。それを受けて状況に合わせた食育だよりを発行します。



## (生活衛生課)

### 【食の正しい知識の普及啓発】

食品衛生の講習やイベントで食品衛生に関する知識を普及します。



## (指導予防課)

### 【外食栄養成分表示登録店推進事業】

飲食店に対し、栄養成分表示を行うことで、市民の健康づくりをお手伝いする「栄養成分表示の店」の推進に取り組みます。

食品衛生責任者実務講習会の参加店や、栄養成分表示の相談等でつながりができた飲食店等へ栄養成分表示を呼びかけています。登録店になるとステッカーまたはのぼり旗が交付されます。



## (生涯学習課)

### 【食育に関する教室・講座】

幅広い世代を対象とした、料理教室や食の安全安心に関する講座などを実施します。



## (2) 「教育」 望ましい食習慣の定着に向けた食育の推進

### ア 乳幼児等の健全な食習慣の形成

乳幼児期は、生涯にわたり育成される食育の基礎を培う大切な時期です。

この時期に、発育に応じた離乳食を進め、幼児食へ移行していく中で、様々な食品や料理を味わい、体験していくことが偏食予防はもとより、体のリズムを整え、生活習慣病の予防などにつながります。

この時期から、食べることに興味を持ち、食べる楽しさや適切な食習慣を身に付けることができるよう、妊娠中からの情報提供や離乳食教室、子育て相談を開催し、母子ともに望ましい食習慣の定着を図り、乳幼児一人ひとりの発育や発達に応じて、心身ともに健やかに成長できる食育の取組を積極的に行っていきます。

また、子どもの虫歯予防やよく噛んで食べること、噛み合わせの大切さなどについても普及啓発を行います。

保育所では、「地場産品をより多く利用した給食メニューの活用」や「行事食や郷土食の提供」「畑での栽培体験やクッキング体験」などの食育活動を通じて、子どもたちが早期から食への興味関心を持ち、食生活の適正化につながる取組を推進していきます。

### イ 小中学生の健全な食習慣の形成

学校では、未来を担う児童生徒の「健やかな体の育成」を目指し、生活習慣・運動習慣・食習慣の形成を一体と捉え、学校、家庭、地域と連携を図りながら、発達段階を考慮し、健康に関する正しい知識を身に付け、自ら考えて実践できる児童生徒を育みます。特に家庭科、体育・保健体育、総合学習の時間などで、効果的に取り組んでいきます。また、学校給食に地場産物、郷土食等を取り入れ、食に関する指導の生きた教材として活用することで児童生徒が地域の自然や文化、産業、生産者、食について学習できるように進めていきます。

#### 【具体的な取組】

##### (1) 家庭の取組

- ・家族で一緒に、楽しく食べる機会を増やす。
- ・仕上げ磨きの励行、歯磨き習慣を身に付ける。
- ・保育所等から提供された食育に関する情報を、家庭の食事の参考にする。

##### (2) 学校の取組

- ・望ましい食習慣の形成、運動習慣の形成、規則正しい生活習慣の形成を関連付けた一体的な指導を推進する。
- ・食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるための「食に関する指導」を推進する。



(3) 地域の取組

- ・地域と連携した食に関する行事を通じて、地域住民との交流を図る。
- ・地場産品を活用したメニューの提供を行う。

(4) 行政の取組

- ・1歳6か月と3歳児は集団での、1歳児、2歳児、4歳児、5歳児は歯科医療機関での個別の歯科健診の時に、乳幼児期のそれぞれの年齢に沿った歯科指導を行う。
- ・1歳6か月と3歳児健診や医療機関の個別健診後の栄養指導を行う。
- ・子育て相談や電話相談を実施する。
- ・初めての離乳食の疑問を解消するための離乳食教室を開催する。
- ・食を営む力の育成に向け、畑での野菜作りやクッキング等を行う。
- ・日本の伝統行事に合わせたクッキングや行事食を提供する。
- ・地域の産物や地場産物、郷土食、行事食を学校給食に取り入れ、食に関する指導の生きた教材として活用する。

(母子健康課)

【離乳食教室】

4か月児（第1子）の保護者を対象に、離乳食についての不安や疑問を解消し、成長や発達に合わせた離乳食をすすめることができるよう教室を行います。



【歯科指導】

幼児健診に合わせ、お口の中の状態や食事（おやつ・ジュース等）の状況に合わせアドバイスや情報提供を行います。



(子育てあんしん課)

【保育所における食育活動事業】

保育所・幼稚園では行事食の提供や、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくために子どもたちが主体となって野菜作りやクッキングを行います。





(学務教職員課)

【地場産品等を取り入れた学校給食】  
学校給食では、地場産品や郷土食、行事食を取り入れた献立を実施しています。

○地場産品等を取り入れた給食の例

- ・麦ごはん（盛岡市産米）
- ・県産牛乳
- ・県産鶏肉の南部揚げ
- ・ほうれん草のおひたし
- ・いものこ汁
- ・ミニりんごゼリー



### (3) 「食の循環」 持続可能な食を支える食育の推進

#### ア 地産地消の推進

学校・保育所等の給食における地場産品の活用を推進するほか、給食関係者に対し、食材の適切な供給に関する情報を配信するなど、給食における食育の推進を図ります。

農業まつりや「盛岡の美味しいもんアンバサダー\*」の認定などを通じ、地産地消の推進に係る取組を支援します。

#### イ 農林水産業体験等を通じた生産者への理解

安全・安心な生鮮食品を新鮮な状態で消費者に提供している、中央卸売市場の役割を伝え、生鮮食料品や地場産品などの食への関心を促すため、市場開放イベントを開催し、情報を発信しています。

また、子ども食堂へ食材を提供することで、子どもたちへの活動支援とともに、食品ロス削減に寄与していきます。

保育所や学校における農作業体験を通して、農作物が作られる過程を知り、収穫物への感謝の気持ちと収穫への喜びを感じることで、農作物を大切にする心を育みます。

#### ウ 食文化の継承

地元関係者の協力を得ながら、地域の食材を使用した伝統食などの地域ごとの固有の食文化を生かした食育の推進に取り組みます。また、地域の食文化伝承の担い手である「食の匠\*」の活動も支援し、地域ごとの固有の食文化を生かした食育の推進に取り組みます。

#### エ 環境に配慮した食育の推進

まだ食べられるのに廃棄されている「食品ロス」を減らし、食料の無駄を無くしていくことは、持続可能な食を実現するための環境に配慮した取組として、生産者にとっても消費者にとっても非常に大切なことです。

食育の観点から、食べ物の大切さや感謝の念を持ち、一人ひとりがそれぞれの立場から環境への配慮を考え、食べ物の無駄を無くす意識の向上を目指し、食品ロスの取組を行っていくため、役立つ情報を発信していきます。

また、市役所本庁舎と保健所庁舎にフードバンクポストを設置し、市民等から食品の提供を受け生活困窮世帯への支援を行い、食品ロス削減に寄与しています。

## 【具体的な取組】

### (1) 家庭の取組

- ・地域の食材を使用し、行事食や伝統食を取り入れる。

### (2) 地域の取組

- ・子ども食堂への食材提供を推進する。

### (3) 行政の取組

- ・給食関係者へ食材情報の提供をする。
- ・家庭、給食、飲食店等での安全・安心な地域食材の使用を促す。
- ・農業まつりなどの機会を活用し、生産者、食品関係事業者との交流を深める。
- ・地域での懇談会、スマートフォン用アプリ、イベント等で食品ロス削減を含めたごみの減量、資源再利用への実践を呼び掛ける。

## (中央卸売市場業務課)

### 【市場見学】

生鮮食料品がどのように産地から給食や食卓まで届けられるかを学び、食に対する考えや知識、安全・安心な食材を選択する力を身に付ける機会になるよう市場見学を受け入れています。市場管理事務所の職員が講師となり、1時間半～2時間かけて市場の中をじっくり見学します。



### 【子ども食堂への食材提供】

多少の傷等により商品として流通させることが難しい青果物を仲卸業者の協力のもと子ども食堂へ無償で提供し、子ども食堂の活動支援に努めています。提供された青果物は子ども食堂でおいしく調理され、子どもたちのお腹と心を満たしています。



## (農政課)

### 【農業まつり】

盛岡産農畜産物の販売や各種イベントを通じて、農業者と市民との交流を図り、安全で安心な「食」の啓発と「地産地消」の推進、盛岡産農畜産物の魅力発信を目的として、盛岡市農業まつりを開催しています。



## (農政課)

### 【盛岡の美味しいもんアンバサダー】

盛岡りんごやもりおか短角牛をはじめとする盛岡産の食材を使ったオリジナルメニューや商品を提供する飲食店などを「盛岡の美味しいもんアンバサダー」として認定し、地産地消を推進します。



## (資源循環推進課)

### 【食品ロス削減の取組】

コミュニティ推進地区（30 地区）ごとに毎年開催する懇談会や、各地区・小学校・幼稚園・保育所等を対象にした分別説明会や啓発教室の実施、各種イベント（「盛岡市ごみ減量・資源再利用市民のつどい」「もりおかエコライフ」）の開催、スマートフォン用「資源・ごみ分別アプリ」の活用などにより、「食品ロスダイアリーの活用」「冷蔵庫お片付けデーの実践」「食べきれる量の購入・手前どりの実践」「賞味期限・消費期限の理解」「3010 運動の実践」など、具体的な実践行動を呼びかけています。

〈「資源・ごみ分別アプリ」〉



<iOS 版>



<Android 版>



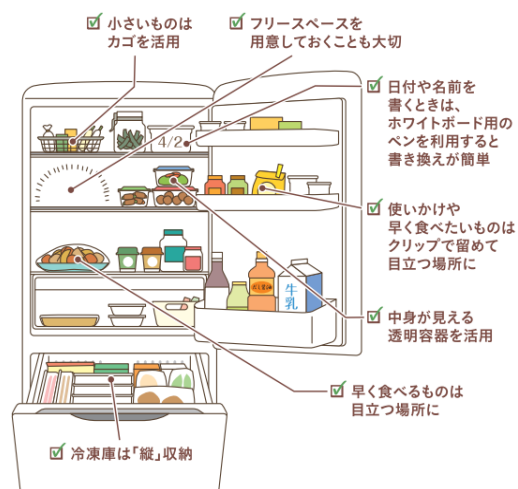
〈食品ロスダイアリー〉



〈3010 運動〉



〈冷蔵庫お片付けデー/整理整頓のポイント〉



## 6 成果指標

この計画を推進するためには、計画の進行管理と評価を行うことが重要です。定期的に把握できる指標により、目標数値を設定して取り組むこととします。

| 指 標 名                                                                                                                                                                     | 指標の考え方                                                                                                                                                                                                      | 実 績<br>令和3年度                                                                                                                  | 目 標<br>令和9年度                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                           | 目標値の考え方                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                               |                                                                                                                                                                  |
| <p>&lt;指標1&gt;<br/>【健康】</p> <p>成人肥満者<br/>(BMI 25 以上)<br/>の割合</p> <p>市内小学校における児童生徒の肥満の割合</p> <p>【対象】<br/>小学校：5年生<br/>中学校：2年生</p> <p>関係課：<br/>健康増進課<br/>健康福祉課<br/>学校教育課</p> | <p>(成人肥満者)<br/>中高年期の健康の状態を見る指標である。<br/>40歳以上の健診において、生活習慣病の指標となる肥満者の減少は食育支援の観点で重要となる。</p> <p>(児童生徒の肥満)<br/>定期健康診断における栄養状態を表す指標である。<br/>小児生活習慣病や成人の肥満者の減少のためには、肥満傾向の子どもの減少が必要であり、食習慣の改善の観点から学校での食育が重要となる。</p> | <p>(成人肥満者)<br/>男性 37.1%<br/><br/>女性 24.9%</p> <p>(小学5年生)<br/>男子 15.9%<br/>女子 9.8%</p> <p>(中学2年生)<br/>男子 12.5%<br/>女子 9.1%</p> | <p>(成人肥満者)<br/>男性 28.0%<br/><br/>女性 19.0%</p> <p>(小学5年生)<br/>男子 7.0%<br/>女子 7.0%</p> <p>(中学2年生)<br/>男子 7.0%<br/>女子 7.0%</p> <p style="text-align: center;">↓</p> |
| <p>&lt;指標2&gt;<br/>【健康、教育】</p> <p>朝食を毎日食べる人の割合</p> <p>【対象】<br/>幼児：3～5歳児<br/>小学校：5年生<br/>中学校：2年生<br/>成人</p> <p>関係課：<br/>健康増進課<br/>健康福祉課<br/>子育てあんしん課<br/>学校教育課</p>         | <p>市民全体の食習慣を見る指標である。<br/>食育において食習慣の確立は重要で、その指標として朝食の摂取は基本となるものである。</p> <p>もりおか健康 21 プランで設定した成人の目標値とし、幼児、児童生徒もこれにならう。</p>                                                                                    | <p>(幼児)<br/>98.0%</p> <p>(小学5年生)<br/>84.0%</p> <p>(中学2年生)<br/>83.2%</p> <p>(成人)<br/>83.1%</p>                                 | <p>(幼児)<br/>100%に<br/>近づける</p> <p>(小学5年生)<br/>100%に<br/>近づける</p> <p>(中学2年生)<br/>100%に<br/>近づける</p> <p>(成人)<br/>90.0%</p> <p style="text-align: center;">↑</p>    |

| 指 標 名                                                                                                                                                            | 指標の考え方                                                                                                                                                                                                 | 実 績<br>令和 3 年度                                                                             | 目 標<br>令和 9 年度                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                  | 目標値の考え方                                                                                                                                                                                                |                                                                                            |                                                                                                                                                                                      |
| <p>&lt;指標 3&gt;<br/>【健康】</p> <p>外食栄養成分表示<br/>の登録店舗数</p> <p>関係課：<br/>指導予防課<br/>健康増進課</p>                                                                          | <p>食環境に関する指標である。<br/>食事を提供している飲食店を対<br/>象に、外食栄養成分表示の登録店<br/>舗を増やすことで、市民の栄養成<br/>分表示への関心を高め、自身の生<br/>活習慣病の予防に役立てることを<br/>目的とする。</p> <p>過去 3 年の増加数（県全体）か<br/>ら年間 2 件の登録店の増加を目標<br/>値とする。</p>             | 28 店舗                                                                                      | <p>38 店舗</p>                                                                                      |
| <p>&lt;指標 4&gt;<br/>【健康】</p> <p>食に関する正しい知識の普及啓発、理<br/>解を深める講座への参加者数</p> <p>・食の安全に関する<br/>講習会参加者数</p> <p>・各公民館などで<br/>の講座参加者数</p> <p>関係課：<br/>生活衛生課<br/>生涯学習課</p> | <p>食に関する正しい知識の学び、<br/>体験を通じて、事業者及び家庭内<br/>での安全安心の徹底、かつ適切な<br/>食育への理解を深め、実践の機会<br/>が増える指標になる。</p> <p>食の安全に関する講習会参加者数<br/>過去 3 年間の平均値とする</p> <p>各公民館などでの講座参加者数<br/>は平成 28 年度実績値の概ね 3 %<br/>増を目標値とする。</p> | <p>食の安全に関<br/>する講習会参<br/>加者数</p> <p>736 人</p> <p>各公民館など<br/>での講座参加<br/>者数</p> <p>355 人</p> | <p>食の安全に関<br/>する講習会参<br/>加者数</p> <p>1,030 人</p> <p>各公民館など<br/>での講座参加<br/>者数</p> <p>1,300 人</p>  |
| <p>&lt;指標 5&gt;<br/>【健康】</p> <p>う歯(むし歯)があ<br/>る幼児の割合</p> <p>【対象】<br/>幼児：3 歳児</p> <p>関係課：<br/>母子健康課<br/>健康福祉課</p>                                                 | <p>幼児期から仕上げ磨きや、よく<br/>噛んで食べる習慣を身につけ、歯<br/>と口腔の健康づくりを推進するこ<br/>とを目的とする。</p> <p>もりおか健康 21 プランの目標<br/>値とする。</p>                                                                                           | <p>(3 歳児)<br/>14.2%</p>                                                                    | <p>(3 歳児)<br/>13.0%</p>                                                                         |

| 指 標 名                                                                                          | 指標の考え方                                                                                      | 実 績<br>令和 3 年度                             | 目 標<br>令和 9 年度                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                | 目標値の考え方                                                                                     |                                            |                                                                                                                 |
| <b>&lt;指標 6&gt;</b><br><b>【健康】</b><br>市内保育所・幼稚園における食育の取組を行った施設の割合<br>関係課：<br>指導予防課<br>子育てあんしん課 | 乳幼児世代への食育の取組に関する指標である。<br>第三次計画目標値を継続する                                                     | 95.8%                                      | 97.0%<br>                    |
| <b>&lt;指標 7&gt;</b> (新規)<br><b>【教育、食の循環】</b><br>地場産品等を活用した食に関する指導の平均取組回数<br>関係課：<br>学務教職員課     | 給食を通じて、児童生徒が、より身近に実感を持って地域の自然、食文化、産業などについての理解を深めるための取組状況を計る指標である。<br>国の食育計画の目標値とする。         | —                                          | 月 12 回以上<br>                 |
| <b>&lt;指標 8&gt;</b> (新規)<br><b>【食の循環】</b><br>盛岡市内産地直売所の利用者数<br>関係課：<br>農政課                     | 産地や生産者を意識して、農産物、食品を選ぶ市民を増やすことを目標とする。地産地消に対する市民の意識を図る指標である。<br>令和 3 年度実績値の概ね 3 % の増加を目標値とする。 | 1,177,332 人                                | 1,213,000 人<br>            |
| <b>&lt;指標 9&gt;</b> (新規)<br><b>【食の循環】</b><br>子ども食堂への食材提供日数<br>関係課：<br>中央卸売市場業務課                | 子ども食堂への食材提供日数を増やし、食品ロスの削減に努める。<br>令和 3 年度の実績値からの継続的な増加を図り、開市日の 8 割利用を目標とする。                 | 提供日数 / 青果部開市日数<br>136 日 / 254 日<br>(53.5%) | 青果部開市日の 8 割利用<br>80.0%<br> |



| 指 標 名                                                                                   | 指標の考え方                                                                                   | 実 績<br>令和 3 年度       | 目 標<br>令和 9 年度                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                         | 目標値の考え方                                                                                  |                      |                                                                                                        |
| <b>&lt;指標 10&gt;</b><br><b>【食の循環】</b><br>市場開放イベント<br>の参加者数<br><br>関係課：<br>中央卸売市場<br>業務課 | 市場開放イベント（市場見学<br>も含む）への市民参加により市<br>場の役割や食への関心を促す。<br><br>令和 3 年度の実績値からの継<br>続的な増加を目標とする。 | 参加者数<br><b>445 人</b> | 前年度比<br>プラス<br><br> |

※目標の欄の矢印は、「数値が増加することを目標とする場合」 「減少することを目標とする場合」 を表しています。

#### ※第四次計画で新設した指標

<指標 7> 地場産品等を活用した食に関する指導の平均取組回数

##### 【新設理由】

学校給食において、地場産品等を活用するとともに、地場産品等を活用した指導を一体的に推進することで、児童生徒が地域の自然や産業、食文化に関する理解を深めることを目的とします。

<指標 8> 盛岡市内産地直売所の利用者数

##### 【新設理由】

産地や生産者を意識して、盛岡産農畜産物、食品を選ぶ市民を増やすことを目的とします。

<指標 9> 子ども食堂への食材提供日数

##### 【新設理由】

子ども食堂への食材提供日数を増やし、食品ロスの削減に努めるとともに、地域の将来を担う子どもたちの孤食\*の解消や、子どもの居場所づくり、地域の憩いの場としての役割のある子ども食堂の活動遂行に役立つような環境整備を目的とします。

# 第四次盛岡市食育推進計画成果指標一覧

|                       | 項目                                            | 実績<br>令和3年度     |                      | 目標値<br>令和9年度              |
|-----------------------|-----------------------------------------------|-----------------|----------------------|---------------------------|
|                       |                                               |                 |                      |                           |
| 指標1<br>【健康】           | 成人および児童生徒の肥満者の割合<br>(第三次計画 指標1・7)             | 男性              | 37.1%                | 28.0% ↘                   |
|                       |                                               | 女性              | 24.9%                | 19.0% ↘                   |
|                       |                                               | 小学5年生男子         | 15.9%                | 7.0% ↘                    |
|                       |                                               | 小学5年生女子         | 9.8%                 |                           |
|                       |                                               | 中学2年生男子         | 12.5%                |                           |
|                       |                                               | 中学2年生女子         | 9.1%                 |                           |
| 指標2<br>【健康】<br>【教育】   | 朝食を毎日食べる人の割合<br>(第三次計画 指標4)                   | 幼児              | 98.0%                | 100%に近づける<br>↗            |
|                       |                                               | 小学5年生           | 84.0%                |                           |
|                       |                                               | 中学2年生           | 83.2%                |                           |
|                       |                                               | 成人              | 83.1%                | 90.0% ↗                   |
| 指標3<br>【健康】           | 外食栄養成分表示の登録店舗数<br>(第三次計画 指標3)                 | 登録店舗数           | 28店舗                 | 38店舗 ↗                    |
| 指標4<br>【健康】           | 食に関する正しい知識の普及啓発、理解を深める講座への参加者数<br>(第三次計画 指標5) | 食の安全に関する講習会参加者数 | 736人                 | 1,030人 ↗                  |
|                       |                                               | 各公民館などでの講座参加者数  | 355人                 | 1,300人 ↗                  |
| 指標5<br>【健康】           | う歯（むし歯）がある幼児の割合<br>(第三次計画 指標2)                | 3歳児             | 14.2%                | 13.0% ↘                   |
| 指標6<br>【健康】           | 市内保育所・幼稚園における食育に関する取組を行った施設の割合<br>(第三次計画 指標6) | 施設数             | 95.8%                | 97.0% ↗                   |
| 指標7<br>【教育】<br>【食の循環】 | 地場産品等を活用した食に関する指導の平均取組回数<br>(新規) 国の食育計画の目標値   | 指導回数            | —                    | 月12回以上 ↗                  |
| 指標8<br>【食の循環】         | 盛岡市内産地直売所の利用者数<br>(新規) もりおか食と農バリューアップ推進戦略     | 産直利用者数          | 1,177,332人           | 1,213,000人 ↗              |
| 指標9<br>【食の循環】         | 子ども食堂への食材提供日数<br>(新規) 盛岡市中央卸売市場活性化ビジョン2022    | 青果部開市日数         | 136日/254日<br>(53.5%) | 青果部開市日の8割利用<br>80.0%<br>↗ |
| 指標10<br>【食の循環】        | 市場開放イベントの参加者数<br>(第三次計画 指標5)                  | 参加人数            | 445人                 | 前年度比プラス ↗                 |



本文中の「＊」の用語を解説したものです。

- 栄養教諭  
児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる職員のこと。
- 共食  
誰かと一緒に食事をする事。
- 行事食  
季節折々の伝統行事などの際にいただく料理や特別な行事の時の華やいだ食事のこと。それぞれの旬の食材を取り入れたものも多く、季節の風物詩のひとつにもなっている。代表的なものはお正月のおせち料理や端午の節句の柏餅、ちまき、秋分の日のおはぎ等がある。  
年中行事などの非日常的な、いわゆる「宴の食事」や「ハレの日の食事」という言い方もある。（「ハレの日の食事」（ハレ＝晴れ）に対して、日常的なの食事のことを「ケの日の食事」という。「ケ【褻】」とは正式でないこと、日常のこと、ふだんという意味がある。）
- 健康寿命  
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
- 孤食  
家族と暮らしていながら、親と子どもがそれぞれ違う時間に一人ひとり、ばらばらに食事をとること。また、一人暮らしの人が一人で食べる食事のこと。
- 食育基本法  
国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とした法律のこと。
- 食生活改善推進員  
市町村で実施する食生活改善推進員養成教室を修了し、「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に食生活改善運動を推進し、健康的な地域づくりを实践するボランティアのこと。
- 食に関する指導  
学校における食育の普及を目指し、各学校では教科や特別活動を通じ、学校給食を活用しながら食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化等についての指導を行うこと。
- 食の匠  
岩手県が認定した郷土食・伝統食を作る技を持つ人のこと。

- 食品ロス  
本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
- 生活習慣病  
食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が病気の発症や進行に関与する疾患群のこと。
- 地産地消  
「地場生産－地場消費」を略した言葉で、「地元でとれた生産物を地元で消費する」という意味で使われる。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されており、全国的に取組事例が増加している。
- 適正体重  
最も健康的に生活できると統計的に認められた理想体重のこと。  
「適正体重＝身長（m）×身長（m）×22」で算出する。
- 中食（なかしょく）  
外で食事をする「外食（そとしょく）」に対して、惣菜や弁当・調理パンなどを買って家庭や職場などに持ち帰って食べる食事形態のこと。
- 保健推進員  
町内会等の推薦を受けて、担当する地域の保健活動に係わる連絡・周知・協力を行うために市が委嘱する。3年の任期、主に検診の周知や受診勧奨、献血等の推進を行う。
- BMI  
「B o d y M a s s I n d e x」の頭文字をとったもので、肥満判定の指標のひとつ。  
「体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）」で算出され、BMI 18.5未満をやせ、BMI 25以上を肥満とする。  
男女ともBMI 22の人が最も病気にかかりにくいといわれている。
- 盛岡の美味しいもんアンバサダー  
盛岡ならではの特産食材を使用したオリジナルメニューや商品を提供する店舗として認定された飲食店などのこと。

## 参考資料（２）

### 盛岡市食育推進協議会要領

（平成 21 年 9 月 16 日保健福祉部長決裁）

（平成 26 年 6 月 25 日改正）

（平成 28 年 7 月 5 日改正）

（平成 29 年 3 月 16 日改正）

（名称）

第 1 条 本会は、盛岡市食育推進協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第 2 条 協議会は、盛岡市食育推進計画に基づき、本市における食育に関する取組みを総合的に推進することを目的とする。

（所掌事務）

第 3 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）食育推進事業の実践状況の把握に関すること。
- （2）食育推進に係る指標の把握に関すること。
- （3）市民総参加の食育推進に関すること。
- （4）その他食育推進計画の進行管理全般に関すること。

上記について意見を集約し推進する。

（構成）

第 4 条 協議会は、次に掲げる団体等の代表の委員をもって構成する。

- （1）岩手県栄養士会盛岡支部
- （2）盛岡市食生活改善推進団体連絡協議会
- （3）盛岡市学校給食研究会
- （4）盛岡市学校栄養士会
- （5）盛岡市町内会連合会
- （6）玉山地域自治会連絡協議会
- （7）盛岡市 P T A 連合会
- （8）岩手中央農業協同組合
- （9）新岩手農業協同組合
- （10）盛岡商工会議所
- （11）盛岡市

2 この協議会に必要時助言者を置くことができる。

（役員）

第 5 条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1 名
- （2）副会長 1 名

2 前項の役員は、前条の委員において互選する。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその業務を行う。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 定例会議は、毎年1回開催する。

4 臨時会議は、会長が必要と認めたとき開催する。

(庶務)

第9条 協議会の事務を執行するため、庶務を市保健所健康増進課に置く。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(実施期日)

第11条 この要領は、平成21年9月16日から実施する。

附 則(平成26年改正)第4条の構成員変更

附 則(平成28年改正)第4条の構成員名称変更

附 則(平成29年改正)第9条の庶務 組織の見直しによる課名称変更

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

## 第四次盛岡市食育推進計画

令和5年3月発行

発行 盛岡市

編集 盛岡市保健所健康増進課

〒020-0884 盛岡市神明町 3 番 29 号

電話 019-603-8305